

公的年金等控除等の見直しについて

1.背景・趣旨

2018年度税制改正により、2020年分から公的年金等控除・給与所得控除および基礎控除が見直されました。(基礎控除が一律10万円引き上げられた代わりに給与所得控除・公的年金等控除がそれぞれ一律10万円引き下げられることになりました。)

現在の個人所得課税は、多様な働き方の拡大を想定しているとは言い難く、働き方や収入の稼得方法により所得計算が大きく異なる仕組みとなっている一方、近年働き方が多様化しております。

かかる状況を踏まえ、「給与所得控除・公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替える」ことにより、フリーランスや起業、在宅で仕事を請け負う子育て中の女性などの様々な形で働く人を応援することで「働き方改革」の後押しをすることを趣旨としています。

また、基礎控除においては生活保障的意味合いから設けられている一方、所得が高いほど税負担の軽減額が大きいという実態があったため、生活に十分余裕のある者には措置する必要はないという考えに基づき、高所得層においては合計所得額に応じて遞減し、合計所得2,500万円超の層においては消失しています。

そして、給与所得と公的年金等収入の両方がある方、高所得層であっても考慮すべき事情がある方に対しては、「所得金額調整控除額」を創設することで単純な負担増となることが防止されています。

2.見直し内容

(1) 公的年金等控除

- ・公的年金等控除額が原則10万円引き下げられました。
- ・公的年金等収入以外の合計所得1,000万円超の高所得層においては、更に控除額が引き下げられました。
- ・公的年金等の収入金額が1,000万円超の層においては、控除額に上限が設けられました。

【65歳未満】

		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額(※)			
		改正前	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の 収入金額	130万円以下	70万円	60万円	50万円	40万円
	130万円超	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額
	410万円以下	×25%+37.5万円	×25%+27.5万円	×25%+17.5万円	×25%+7.5万円
	410万円超	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額
	770万円以下	×15%+78.5万円	×15%+68.5万円	×15%+58.5万円	×15%+48.5万円
	770万円超	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額
1,000万円以下	×5%+155.5万円	×5%+145.5万円	×5%+135.5万円	×5%+125.5万円	
1,000万円超		195.5万円	185.5万円	175.5万円	

【65歳以上】

		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額(※)			
		改正前	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の 収入金額	330万円以下	120万円	110万円	100万円	90万円
	330万円超	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額
	410万円以下	×25%+37.5万円	×25%+27.5万円	×25%+17.5万円	×25%+7.5万円
	410万円超	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額
	770万円以下	×15%+78.5万円	×15%+68.5万円	×15%+58.5万円	×15%+48.5万円
	770万円超	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額
1,000万円以下	×5%+155.5万円	×5%+145.5万円	×5%+135.5万円	×5%+125.5万円	
1,000万円超		195.5万円	185.5万円	175.5万円	

 : 控除額の減額 (10万円)

 : 控除額の減額 (10万円以上)

(※) ここでの合計所得金額は総合課税の対象となる所得(給与所得、一時所得、不動産所得)と分離課税の対象となる退職所得等を合計したのになります。

(2) 給与所得控除

- ・給与所得控除額が原則10万円引き下げられました。
- ・上限額が適用される給与所得を1,000万円超→850万円超に引き下げ、さらにその上限額も220万円→195万円に引き下げられています。

	給与所得控除		
	改正前	改正後	
給与等の収入金額	162.5万円以下	65万円	55万円
	162.5万円超 180万円以下	収入金額 × 40%	収入金額 × 40% - 10万円
	180万円超 360万円以下	収入金額 × 30% + 18万円	収入金額 × 30% + 8万円
	360万円超 660万円以下	収入金額 × 20% + 54万円	収入金額 × 20% + 44万円
	660万円超 850万円以下	収入金額 × 10% + 120万円	収入金額 × 10% + 110万円
	850万円超 1,000万円以下	収入金額 × 10% + 120万円	195万円
	1,000万円超	220万円	

 : 控除額の減額 (10万円)

 : 控除額の減額 (10万円以上)

(3) 基礎控除

- ・基礎控除額は原則10万円引き上げられました。
- ・合計所得2,400万超の層についてはその合計所得金額に応じて基礎控除を減額し、合計所得2,500万超の層においては基礎控除は適用されないこととされました。

合計所得金額	基礎控除後	
	改正前	改正後
2,400万円以下	38万円 (所得制限なし)	48万円
2,400万円超2,450万円以下		32万円
2,450万円超2,500万円以下		16万円
2,500万円超		-

 : 控除額の増額 (10万円)

 : 控除額の減額

(4) 所得金額調整控除

- ・ 給与所得（控除額引き下げ）と公的年金等収入（控除額引き下げ）の両方がある方、高所得層であっても考慮すべき事情がある方に対して、単純な負担増となることを防止するために「所得金額調整控除」があります。

① **給与所得と年金所得の両方がある場合**、所得金額調整控除の適用を受けることができます。（給与所得控除額に、所得金額調整控除の額が加算されます。）

$$\text{所得金額調整控除額} = \text{年金所得}^{\ast} + \text{給与所得}^{\ast} - 10\text{万}$$

※ 10万円を超える場合は10万円とする。

また、上記計算結果がマイナスの場合、所得金額調整控除額は0円となります。

② **給与所得が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合**、給与所得控除額に「所得金額調整控除額」が加算されます。

- ア.本人が特別障害者に該当する
- イ.特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる
- ウ.23歳未満の扶養親族がいる

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与の収入金額}(\ast) - 850\text{万円}) \times 10\%$$

※ 1,000万円を超える場合は1,000万円とする

(注)

- ・ ①に該当する場合、確定申告で所得金額調整控除の適用を受けることができます。
- ・ ②に該当する場合、[「所得金額調整控除申告書」](#)（国税庁HPより）を給与等の支払者に提出いただくことで、年末調整で所得金額調整控除の適用を受けることができます。
- ・ 上記①と②の両方に該当する方は、それぞれの所得金額調整控除額の適用を受けることができます。

3.まとめ

この改正によって、公的年金等控除の適用を受けている年金受給者様は、税額を計算する際の計算過程が変わります。

一方、税額等に実質的な変更があるのは一部の高所得者（各表の に該当する方）のみであり、多くの受給者様においては実質的な変更はありません。